

<記載例>退職等で一括徴収する場合

*一括徴収とは、残りの税額を本人から一度に徴収し、事業所が納入する方法です。
 なお、1/1から4/30までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収が義務付けられています。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書												1. 現年度			2. 新年度			3. 両年度		
行田市市長 宛 令和 N 年 9 月 1 日提出 給与支払者 (特別徴収義務者) 住所(居所)又は所在地 〒361-8601 行田市本丸2-5 フリガナ ミズシロカブシキカイシャ ギョウダシテン 氏名又は名称 水城株式会社 行田支店 代表者の職氏名 行田 太郎 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3												※市町村処理欄			特別徴収義務者指定番号 12345678			※市町村ごとに異なります		
宛名番号 13579024												課・保 人事課 給与係			氏名 行田 一郎					
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号												電話 048-556-1111 (内線 123)			異動の事由					
給与所得者												異動後の未徴収税額の徴収			退職した年の1月から退職時までの給与支払額					
受給者番号(整理番号) フリガナ オン ジロウ												1. 特別徴収継続 (1月以降は必須)			2,000,000					
123456 氏名 忍 二郎 (旧姓)												2. 一括徴収 (10月10日納期分)			控除社会保険料額 60,000					
生年月日 昭和・平成 50 年 1 月 1 日												3. 普通徴収 (理由)								
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2												理由								
1月1日現在の住所 行田市本丸10-20												1. 退職								
給与の支払を受けなくなった後の住所 同上												2. 転勤								
特別徴収税額(年税額) 円 140,000												3. 合併								
(イ) 徴収済額 円 35,600												4. 退職								
(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 104,400												5. 長期欠勤								
異動年月日 N・8・31												6. 死亡								
一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。												7. 会社								
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。												8. 退職								
一括徴収の理由 1. 異動が令和 N 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (8 月 25 日申出) 2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため 異動者印 忍												徴収予定 徴収予定月 9・20 徴収予定額 104,400 円 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 104,400 円			氏名 住所 電話			1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者) 2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が93万円以下) 3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない) 4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)		
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書 新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。) 新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名												8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)			月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・不要			※市町村記入欄		
【提出先】 〒361-8601 行田市本丸2番5号 行田市役所総務部 税務課 市民税担当																				

特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)に記載ある番号を記載してください。

「N年分給与所得の源泉徴収票」に記載すべき金額と同額を記載してください。

一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)